

居宅介護支援事業所 備北ななつか 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社備北ななつかデイサービスが開設する居宅介護支援事業所備北ななつか（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市町村・地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。
- 3 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、広島県庄原市七塚町国武 1613

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2名（常勤専従1名 常勤兼務1名） 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から15日、12月30日から
1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談コーナー・自宅など

- (2) 利用する課題分析の種類 居宅サービス計画ガイドライン等
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談コーナー・自宅など
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回以上/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を利用した場合は、実施地域以外の場合は路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業実の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、庄原市、三次市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理等)

第11条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 地域介護支援専門員連絡会議の研修
 - (2) 連絡協議会が開催する研修
 - (3) その他研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社備北ななつかデイサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者…備北ななつか病院 花岡奉憲

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 2 介護支援専門員はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月10日から施行する。

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

この規定は、平成22年1月1日から施行する。

この規定は、平成22年2月1日から施行する。

この規定は、平成22年12月1日から施行する。

この規定は、平成25年8月1日から施行する。

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

この規定は、令和03年04月01日から施行する。

この規定は、令和06年04月01日から施行する。